

個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、衣川台自治会及び衣川台自主防災部（以下、本会という）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この個人情報取扱方法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、顔画像その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(責務)

第3条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動・自主防災活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第4条 個人情報の取り扱い方法は自治会加入時及び安否確認世帯情調査時に周知する。また、総会資料または回覧等により、少なくとも毎年1回は自治会員及び個人情報を取得している衣川台住民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、以下の各項の個人情報を取得するものとする。

- (1) 「自治会員登録票（入会届）」「安否確認シート」などの書面又は口頭により、本人から直接取得する世帯主等の情報。
 - ・ 氏名・住所・電話番号・世帯人数
- (2) 広報誌作成・ホームページ掲載・自治会館掲示を目的として、自治会活動や自主防災部の活動記録として取得する参加者の顔写真。
- (3) 敬老祝金等の対象者把握を目的として、第三者（社会福祉協議会）から提供を受けるか、本人から同意を得て取得する敬老祝金対象者情報。
 - ・ 氏名・住所・年齢
- (4) 災害時等の要援護活動を目的として、第三者（大津市役所・社会福祉協議会・民生委員など）から提供を受けるか、本人から同意を得て取得する要援護者情報。
 - ・ 氏名・住所・年齢・要支援者である旨の情報・支援方法
- (5) 役員等の連絡を目的として、役員等から本人の同意を得て取得する役員連絡先に関する情報。
 - ・ メールアドレス

(要配慮個人情報の取得の制限)

第6条 次に示す内容を含む要配慮個人情報の取得、利用又は提供は行わない。た

だし、これらの取得、利用又は提供について、本人の同意がある場合はこの限りでない。

- ・思想、信条又は宗教などに関する事項
- ・人種、民族、門地、本籍地、犯罪歴などの事項
- ・身体・精神障害、病歴などの事項

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用をおこなうものとする。利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

- (1) 下記の利用目的達成の為、自治会役員、自主防災部役員／活動員／協力員は取得した全ての個人情報を利用する
 - ① 自治会活動及び自主防災部活動の目的の為の管理、連絡、会費請求事務
 - ② 緊急災害時等の要支援活動
- (2) 自治会活動・自主防災活動の周知及び会員相互の親睦の為、自治会員への配布を目的として下記の範囲で世帯主氏名・電話番号・住所・役職（自治会・自主防災部）を利用する
 - ① 総会資料（役員名簿、活動員名簿、協力員名簿）
 - ② 自治会員名簿の作成および住宅地図

但し、自治会員名簿への電話番号掲載の同意が得られていない場合は、電話番号を掲載しないものとする。但し、自治会活動・自主防災活動に支障をきたさない為、役員電話番号の非掲載を選択した役員は、役員自らが連絡先を必要とする自治会員・衣川台世帯に個別に通知することとする。
- (3) 自主防災活動の為、衣川台全世帯への配布および自治会館への掲示を目的として下記の範囲で世帯主氏名・グループ・世帯人数・要支援者情報を利用する。
 - ① 安否確認シート（グループ単位の個票）
 - ② グループ名簿・自主防災部住宅地図

但し、要支援者情報・世帯人数は所属グループ以外へは掲載・配布いたしません。
- (4) 自治会活動・自主防災活動の周知の為、下記の範囲において行事等で取得した顔写真を利用する。
 - ① 自治会広報紙「衣川台だより」
 - ② 自主防災部広報誌「衣川台なまず通信」
 - ③ 衣川台ホームページ
 - ④ 自治会館への掲示
- (5) 会員相互の親睦及び衣川台住民以外への情報提供を目的として下記の範囲で世帯主氏名を利用する。
 - ① 住宅配置図掲示板

住宅配置図掲示板への世帯主氏名掲載の同意が得られていない場合は、掲載しないものとする。

(共同利用)

第8条 衣川台自主防災部は、衣川台自治会の活動目的である安全・防災に関する事業を担務する連携機関であることから、双方が取得した個人情報は共同利用するものとする。

(提供先)

第9条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、大津市、自治会連合会、自主防災会又はこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会及び自主防災に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(管理)

第10条 個人情報は自治会長（兼自主防災部長）および自治会総務部長、自主防災部事務局長が保管するものとし、適正に管理する。

2 個人情報をパソコンに保管する場合、[国民のためのサイバーセキュリティサイト](#)に記載されている基本的な管理対策をとることとする。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/index.html

3 脱会・転居等により不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

4 名簿・総会資料等は、配布を受けた個々の自治会員・住民が適正に管理する必要があり、配布にあたっては管理及び廃棄時の注意を周知するものとする。

(開示・訂正・削除)

第11条 本人から、個人情報の開示・訂正・削除を求められた場合は、遅滞なく個人情報の開示・訂正・削除を行う。但し、世帯主氏名、住所、電話番号については自治会活動及び自主防災活動を行う上で必要な基本情報である為、削除は行わない。

(利用・提供の拒否)

第12条 本人から個人情報の利用の停止や第三者への提供の停止を求められた場合、自治会活動及び自主防災活動に支障をきたさない範囲でこれに応ずる。ただし、会員名簿等としてすでに自治会員等に配布しているものに対してはその限りではない。